

各部長・各支所長 殿
各課等の長 殿
各機関の事務局の長 殿

市長

平成 31 年度予算編成方針について（通知）

I 国の動向と地方財政を取り巻く状況

国の平成 31 年度予算編成においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2018～少子高齢化の克服による持続的な成長経路の実現～（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」で示された「新経済・財政再生計画」の枠組みの下、引き続き手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとともに、歳出全般にわたり、これまでの歳出改革の取組を強化し、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することとして概算要求がまとめられたところです。

このうち、地方財政については、「新経済・財政再生計画」において、国の取組と基調を合わせて歳出の重点化・効率化に取り組むとともに、安定的な財政運営に必要となる一般財源総額について、実質的に平成 30 年度の水準を下回らないよう確保するとされた一方、全ての行政分野における多様な広域連携の推進、公共サービスの広域化・共同化の推進、自治体クラウドの推進、公的サービスの産業化など、自治体自らが歳出の効率化を図る取組が求められています。

II 本市を取り巻く状況と財政状況

本市は、相次ぐ事業所の撤退などにより、地域経済を取り巻く環境は厳しい状況にあるものの、震災からの復旧を復興に結び付ける取組や市独自の経済対策事業等を積極的に実施し、地域経済の活性化を強力に進めているところです。

平成 29 年度決算をみると、歳入では、市税収入は伸びたものの自主財源比率は 28.8%と依然として低く、また、地方交付税については、合併算定替えの縮減等の影響により、前年度に比べおよそ 5 億円の減額となったものの、歳入全体に占める割合が 37.1%となるなど、地方交付税等に依存する財政体質となっています。

一方、歳出では、行財政改革の取組等により、義務的経費のうち人件費や扶助費は減少したものの、公債費の増加により、財政構造の弾力性を示す経常収支比率は 89.9%から 92.1%へ後退するなど、硬直した財政構造となっています。また、健全化判断比率については、国が示す基準以下ではあるものの、類似団体の平均を上回っている状況にあります。

昨年度策定した財政見通しでは、歳入においては引き続き普通交付税の合併算定替えが段階的に縮小されるとともに、歳出においては、超高齢化・人口減少社会の

進行による扶助費の増加や、新市としての基礎づくりに伴う公債費の増加、施設の老朽化による維持補修費の増加などにより、毎年度、多額の基金取崩しが続く見込みで、総合計画等に基づく事業を実施していくためには、一層の行財政改革を進めていく必要があります。

Ⅲ 平成 31 年度予算編成の基本的な考え方

このような状況の下、平成 31 年度予算については、財政の健全性の確保に留意しつつ、総合計画基本構想に掲げる将来像「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」を実現するため、I L C の拠点都市としての都市機能の形成など重点事業を明確に位置付け、総合計画の着実な推進に努めるとともに、直面する課題や多様な市民ニーズに的確に対応していくこととします。

このため、第 3 次行政改革大綱及び集中改革プランを着実に実行し、歳入・歳出全般にわたる徹底した見直しにより財源不足額を可能な限り圧縮するとともに、公共施設等総合管理計画に基づき、既存施設の更新・統廃合・長寿命化を進め、効率的な運営、遊休資産の民間利用の促進など、持続可能な財政構造の確立を図ることとします。

なお、本市ではこれまで国の経済対策等のもとより、独自の雇用対策や地域経済の活性化に積極的に取り組んできたところではありますが、平成 31 年度における経済対策の実施については、予算編成過程において決定することとします。

については、各部等においては本市の財政状況を踏まえるとともに、既存施策の成果と総合計画推進委員会等において検討を進めてきた当市の課題解決に向けた新しい施策の効果を検証し、その必要性や優先順位を十分に見極め、下記事項に留意のうえ、予算要求を行うよう通知します。

記

- 1 重点事業を次のとおりとし、全ての施策をまち・ひと・しごとの創生に掲げる「しごとづくり」、「子育て支援」、「地域（まち）づくり」に結び付け、市民一人ひとりの幸せを実現するために基本構想の将来像、「みつけよう育てよう 郷土の宝 いのち輝く一関」をめざすこと。
 - (1) I L C を基軸としたまちづくり
 - (2) 資源エネルギー循環型のまちづくり
 - (3) 人口減少社会における持続可能なまちづくり
 - (4) 子育てしやすいまちづくり
 - (5) 安全・安心に暮らせるまちづくり
 - (6) 地域の「宝」を生かすまちづくり
 - (7) 東日本大震災からの復旧復興

- 2 国においては、平成 31（2019）年 10 月 1 日から予定されている消費税率の引上げに伴い、「消費税率引き上げに伴う需要変動に対して機動的な対応を図る観点から、臨時・特別の措置を平成 31・32 年度（2019・2020 年度）当初予算において講

ずる。」としていることから、国や県の動向を注視し、ハード事業、ソフト事業ともに検討し要求すること。

- 3 職員一人ひとりがコスト意識を持ち、全ての事務事業について必要性・有効性・効率性・公平性の観点から長期的な視野をもって徹底した見直しを行うこと。このため、職員が年齢や役職にとらわれることなく大胆な発想で自由にアイデアを出し合い、その提案を生かし十分な検討を行った上で新たな事業や既存事業の改善を生み出すよう努めること。併せて、新規事業要求・増額要求については、スクラップアンドビルドを徹底することとし、その代替えとして削減する経費を明確にして要求すること。
- 4 東日本大震災からの復旧を復興に結び付ける防災のまちづくりについては、引き続き優先して取り組むこと。また、農林産物等の産地の再生についても同様に推進すること。
- 5 平泉町や宮城県栗原市、登米市をはじめとする隣接市町村と一体となった取組が可能な事業等を検討し、中東北の拠点都市の形成に向け、広域的な連携を深めることができるよう戦略的に事業を実施すること。
- 6 国・県の補助制度等については、その動向を十分に注視するとともに、将来的に利益や利便性を生み出すことが見込まれる事業を基本とし、安易に継続を見込むことのないよう特に留意すること。
- 7 部局横断的な事業や課題等については、関係課等で十分に協議・調整を行った上で連携して取り組み、円滑な執行を確保するとともに、最小の経費で最大の効果を発揮するよう努めること。
- 8 各種の事務事業の推進にあたっては、計画の段階から可能な限り市民に情報を提供して意見を引き出し、事務事業の検討に活かすことにより、市政に対する関心を高めるとともに、市政への参加が実現していくよう協働の視点を取り入れること。併せて、スピード感をもって実施にあたりるとともに、行政の品質の向上を図ること。
- 9 負担の公平化・適正化を図るため、市税はもとより税外収入についても収納率向上の取組を一層強化し、収入未済額の削減に努め、自主財源の安定確保を図ること。また、公営事業においては、受益者の加入促進に努めるなど、使用料収入等の確保を図ること。
- 10 人件費の削減や雇用創出等の効果を生み出すため、全ての部署において、所管する行事やイベントについて、積極的に外部委託を進めること。また、窓口業務を含めたあらゆる行政サービスについても、外部委託を検討すること。